

# 入札説明書

## 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

## 2 本入札に係る質問の受付方法

- (1) 設計図書等に対する質問は、福島県庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領第7条第3項の規定により条件付一般競争入札に関する質問書（様式第1号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

## 3 入札書の提出

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「福島県環境創造センター所長」とすること。

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
福島県財務規則（以下「規則」という。）第249条第1項第4号及び同施行通達第249条関係第2項の規定に基づき、入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金  
落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

## 5 その他

- (1) 入札書の記載金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の1

10分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、福島県庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得を熟知すること。
- (3) 書類は原則としてA4判とすること。
- (4) 入札参加資格確認書類の提出については、別紙1のとおりとする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。

別紙 1

入札参加資格確認書類の提出について

入札公告に示す条件に基づき、入札参加資格確認書類提出書に添付が必要となる書類は次のとおりである。

記

**1 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和 6・7 年度分）の警備業務に登録されている者であること。**

県で作成している庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので、提出を要しない。ただし、入札の出席確認をする際に「庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿登録通知書」の提示を求めらるので、注意すること。

**2 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者**

原則として、庁舎等維持管理業務入札参加資格有資格者名簿により確認するので書類の提出は要しないが、名簿に登録していない福島県内の本店、支店又は営業所を有する場合は登記簿の写しを提出すること。

なお、対象となるのは、本店、支店又は営業所である。

**3 警備業法第 4 3 条に規定する待機所が当該施設から 2 5 分以内の距離にあること。**

「(様式第 6 号) 待機所に関する申立書」を提出すること。

入札の際に必要な書類について

種類	備考
庁舎等維持管理業務入札参加資格者名簿登録通知書	—
(様式第 3 号) 入札書	—
(様式第 4 号) 委任状	代理人が出席する場合
(様式第 5 号) 見積書	3 回目の入札で落札がなかった場合に使用
(様式第 6 号) 待機所に関する申立書	入札参加資格審査の際に必要

## 別紙 2

### 契約の方法及び入札の条件（機械警備業務委託）

#### 1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により条件付一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。

#### 2 入札の条件等

入札の際提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

##### (1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札保証金

入札保証金の納付は、福島県財務規則（以下「規則」という。）第249条第1項第4号及び同施行通達第249条関係第2項の規定により免除するものとする。

##### (3) 最低制限価格

最低制限価格は、設定しない。

##### (4) 落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

##### (5) 契約保証金

規則第228条に定める契約保証金は、契約代金額の100分の5以上の額とする。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

##### (6) 委託契約書

別紙委託契約書（案）による。

##### (7) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、委託者及び受託者が電子署名を行ったときに確定する。

##### (8) 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

契約者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、福島県環境創造センター環境放射線センター（kansou-housyasen@pref.fukushima.lg.jp）宛に電子メールに

より提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ／

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

## 電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書

下記の契約案件について、福島県と電子契約（立会人型電子署名サービスを利用した契約）の締結を希望します。

なお、契約締結の署名に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

### 1 案件名（業務名、工事名等）

--

### 2 契約締結権限者 ※電子契約の署名者として登録されます。

役	職	
氏	名	
メールアドレス		

### 3 契約担当者

役	職	
氏	名	

### 4 アクセスコード ※半角数字4字

--	--	--	--

※電子契約サービスに接続するとき必要となります。

福島県知事 様

年 月 日

住 所

法 人 名

代 表 者 職 氏 名

担 当 者 氏 名 ・ 連 絡 先

※この様式は契約相手方として決定された際に、電子メールにて速やかに県の担当者まで Word 形式のまま提出してください。

※フリーメールアドレスは指定しないでください。

※契約締結権限者は、必ずしも社内規定等における最終決裁権者でなくても構いません。  
あくまで電子契約サービスにより、県と電子契約を締結する際の最終的な署名者を設定してください。

※本様式は例示であり、電子契約による契約締結の意向及び契約相手方が指定する電子メールアドレスおよびアクセスコードが確認できるものであれば、他の様式でも支障ありません。